国頭村育英会貸付事業について

　令和６年度国頭村育英会貸付事業を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

**令和６年度　国頭村育英会貸付事業実施要項**

1.目的　　経済的な理由により、就学困難な者に学資を貸し付けし、有用な人材を育成する。

2.貸付対象者　　①大学・短期大学・高等専門学校・専門（専修）学校に在学の者。

　　　　　　　　②保護者が、国頭村に住所を有している者。

　　　　　　　　③②と生計を一つにする者。

　　　　　　　　④家計上学資の支出が困難である者。

　　　　　　　　　※保護者（共稼ぎの場合は合計額）の前年度所得が500万円以下の者。

　　　　　　　　⑤①から④までの対象者の中から予算の範囲内で選抜する。

　　　　　　　　　※育英会の理事会で決定する。

3.貸付金額　　月額５０,０００円以内（連帯保証人２名必要）

　　　　　　　　※一括で６００,０００円以内を貸付する。

4.貸付利息　　無し

5.償還方法　　卒業した月の翌月から起算して、６か月を経過した月から貸付月額を超えない範囲の額を毎月償還する。ただし、本人の希望により月額を超えて償還することもできる。

6.受付期間　　令和　６年　８月８日（木）～ 令和　６年　９月３０日（月）まで

7.申込方法　　事務局で「国頭村育英資金借入申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、事務局（国頭村教育委員会・教育課）へ提出する。

　　　　　　　　◎提出書類・・・「国頭村育英資金借入申請書」

　　　　　　　　◎添付書類・・・（イ）住民票謄本

　　　　　　　　　　　　　　　　（ロ）所得証明書（共稼ぎの場合は２名分）

　　　　　　　　　　　　　　　　（ハ）在学証明書

**※提出の際は、面接を行いますので、事前に教育課へご連絡ください。**

**※継続貸付を希望する方は、継続手続きが必要ですので、教育課へご連絡ください。**

**問い合わせ先：国頭村教育委員会・教育課**

**担　　　　当：宮里・玉城**

**連 　絡　 先：TEL 0980-41-2255 / FAX 0980-41-3168**